



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年7月19日木曜日 第2993号外1

◇ 目 次 ◇ 条 例

平成30年7月豪雨による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例.....（私学文書課）..... 1

告 示

平成30年7月豪雨による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の規定に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置の対象者及び延長後の満了日の指定.....（私学文書課）..... 2

平成30年7月豪雨に係る愛媛県税賦課徴収条例の規定による県税の申告等の期限の延長.....（税務課）..... 2

条 例

○愛媛県条例第33号

平成30年7月豪雨による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例を次のように公布する。

平成30年7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

平成30年7月豪雨による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、平成30年7月豪雨による災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、行政上の権利利益に係る満了日の延長及び履行されなかった義務に係る免責について定めるものとする。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）

第2条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る条例若しくは規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）又はこれらに基づく告示（以下「条例等」という。）の施行に関する事務を所管する県の機関（地方自治法第2編第7章に規定する執行機関として県に置かれる機関、愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）第4条第1項の規定により置かれる管理者、警察本部（警察署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。以下同じ。）は、平成30年7月豪雨による災害の被害者の特定権利利益であってその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であってその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、平成30年11月30日を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

(1) 条例等に基づく行政庁の処分（平成30年6月28日以前に行ったものに限る。）により付与された権利その他の利益であって、その存続期間が同日以後に満了するもの

(2) 条例等に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する県の機関等（県の機関及び地方自治法第252条の17の2第1項の規定により知事の権限に属する事務の一部を処理することとされた市町の機関をいう。）に求めることができる権利であって、その存続期間が平成30年6月28日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる条例等の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第1項の規定による延長の措置のほか、同項第1号の行政庁又は同項第2号の県の機関等（以下「行政庁等」という。）は、平成30年7月豪雨による災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、平成30年11月30日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 第1項又は前項の規定による満了日の延長の措置を平成30年12月1日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、県の機関又は行政庁等は、第1項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる条例等の条項ごとに新たに規則で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の条例等に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置）

第3条 平成30年6月28日以後に条例等に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であって同年9月27日までに履行期限が到来するものが同月28日までに履行されたときは、当該特定義務が平成30年7月豪雨による災害により履行されなかったことについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下「責任」という。）は問われないものとする。

- 2 前項に定める免責の措置を平成30年9月29日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、規則で、特定義務の根拠となる条例等の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。この場合において、当該特定義務が当該期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が平成30年7月豪雨による災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の条例等に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第717号

平成30年7月豪雨による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（平成30年愛媛県条例第33号）第2条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる特定権利利益に係る満了日を同表の中欄に定める者を対象として同表の右欄に定める日まで延長する。

平成30年7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

特定権利利益	対 象 者	延長後の満了日
愛媛県屋外広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号）第6条第1項の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可	平成30年7月豪雨に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（以下「災害救助法適用区域」という。）に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有する者	平成30年11月30日
愛媛県屋外広告物条例第7条第3項各号の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可	災害救助法適用区域に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有する者	平成30年11月30日
愛媛県屋外広告物条例第11条第1項の規定による広告物又は掲出物件の変更又は改造の許可	災害救助法適用区域に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有する者	平成30年11月30日
愛媛県屋外広告物条例第30条第1項又は第3項の規定による屋外広告業の登録又は更新の登録	災害救助法適用区域に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有する者	平成30年11月30日
愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年愛媛県条例第13号）第3条第1項又は第3項の規定による浄化槽保守点検業の登録又は更新の登録	災害救助法適用区域に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有する者	平成30年11月30日

○愛媛県告示第718号

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第8条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例若しくは愛媛県資源循環促進税条例（平成18年愛媛県条例第52号）に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成30年7月5日以後に到来するものについては、個人の県民税、自動車取得税、自動車税（賦課期日後に納税義務が発生したものに係るものに限る。）及び狩猟税に関するものを除き、その期限を別に定める日まで延長する。

平成30年7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

市町名	地 域
宇 和 島 市	全域
大 洲 市	全域
西 予 市	全域